

# 就学援助制度のお知らせ

伊達市教育委員会

伊達市教育委員会では、経済的な理由で義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者の方に対して、お子さんが楽しく学校生活が送れるよう、学校教育に必要な学用品費・給食費等の一部や全部を制度に基づき援助しています。就学援助を希望される方は、このお知らせをお読みいただき、各学校へ申請ください。

## 1 対象者

伊達市内に住所を有し、伊達市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、以下の基準に該当し教育委員会で認定する者

(1)生活保護を受けている者

(2)次のいずれかに該当する者で、所得が生活保護基準額の1.3倍以下に属する者

- ・生活保護法に基づき生活保護の停止または廃止になった
- ・市民税が非課税にされている
- ・市民税が減免されている
- ・個人の事業税が減免されている
- ・固定資産税が減免されている
- ・国民年金の掛金が減免を受けている
- ・国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている
- ・児童扶養手当を受けている
- ・生活福祉資金による貸付を受けている

(3)上記(1)から(2)に該当する者以外で、次のいずれかに該当し所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に属する者

- ・失業対策事業適格手帳を有する労働者または職業安定所に登録した日雇労働者
- ・職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ・P T A会費、学級費等の学校納付金の減免を受けている者
- ・給食費、学用品費等に不自由している者等で、生活状態が極めて悪いと認められる者
- ・経済的理由による欠席日数の多い児童生徒の保護者
- ・上記以外の経済的理由により、児童生徒を学校へ就学させることが困難である者

(4)教育委員会が特に補助する必要があると認める者

(注1)就学援助の要否を決定する認定基準額は「生活保護基準」に準拠しています。実際に同一の住居に居住している場合（同一生計の場合）には、住民票が別である場合でも、ひとつの世帯として判定します

(注2)二世帯住宅のように同じ住所でも生計が別の場合は、その証明書類（客観的に生活実態が別であることを証明できるそれぞれの契約者が記載された公共料金（電気料・水道料の両方）の領収書（直近のもの）のコピー等）を添付してください。また単身赴任や入院者のように、一時的に別に暮らしている場合でも、将来的に元の世帯に戻る予定がある場合には、同一世帯として判定します。

## 2 申請について

- (1)通学している学校または教育委員会から申請書を受け取り、記入押印後に学校へ提出をお願いします。
- (2)同住所の中で世帯分離している場合、申請者と別世帯の方の氏名等を記入した委任状の提出が必要となります。

- (3) 審査にあたり、必要な書類の提出をお願いすることがあります。
- (4) 申請は随時受け付けていますが、認定になった場合、原則申請された月の1日からの認定となります。認定日以前の援助費は支給されません（【例】7月中に申請書を学校へ提出し、認定となった場合→原則7月1日認定、7月1日からの就学援助費を支給）。4月分からの支給を希望される方は、4月末までに学校へ申請書の提出をお願いします。
- (5) 学校毎の申請となります。小学校と中学校にお子さんが在籍している方は、それぞれの学校へ申請書の提出が必要となります。
- (6) 認定期間は最長1年(年度内)です。継続して就学援助費の受給を希望される方は毎年申請が必要です。
- (7) 新1年生の方については、入学後4月30日までに申請したい旨を学校まで申し出てください。5月1日以降でも申請は受け付けておりますが、4月30日までに申請書を学校へ提出し、認定となつた方へのみ、「新入学児童生徒学用品費等」が支給されます。なお、既に申請済みの方については再度申請する必要はありません。

### 3 支給費目（円）

区分	小学校	中学校	備考
学用品費	11,630	22,730	
通学用品費	2,270	2,270	1年生を除く
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1,600	2,310	交通費・見学科、限度額まで複数回支給可
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	3,690	6,210	交通費・見学科、1年を通じて1回のみ支給
体育実技用具費　【柔道】 【剣道】		7,650 52,900	中学校のみ、体育の授業で使用するものに限る
新入学児童生徒学用品費等	64,300	81,000	新1年生のみ、4月認定者までに限る
修学旅行費	実費全額	実費全額	一部対象外経費あり
給食費	実費全額	実費全額	
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	実費全額	実費全額	5月1日までに認定になった方のみ、市で直接センターへ支払い

- (1) 令和8年度の支給額となります。上記金額は限度額であり、年度途中で認定となつた方の場合支給されない費目や減額される費目があります。
- (2) 援助費は、各学期末にわけて支給します。新入学児童生徒学用品費等のみ、令和8年2月認定者は令和8年3月中に、令和8年4月認定者は令和8年5月中に支給となります。
- (3) 要保護者に対する援助費は、生活保護費で支給されない費目となります。詳しくは申請書の裏面をご確認ください。

### 4 問い合わせ先

不明な点や詳細は、学校または教育委員会までお問い合わせください。

<伊達市教育委員会　学校教育課>

電話 024-573-5824

FAX 024-573-5892

E-mail school@city.fukushima-date.lg.jp